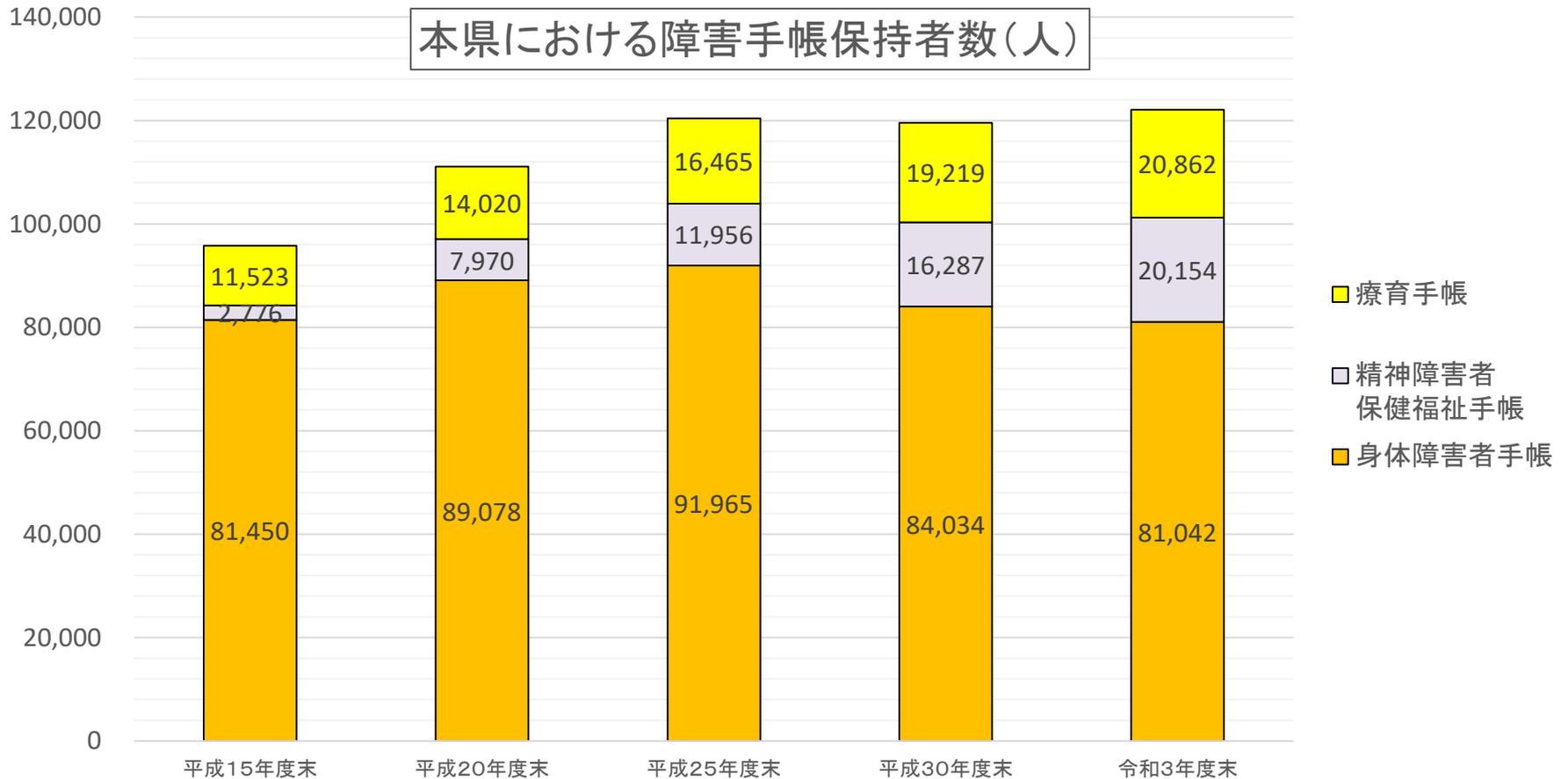


障がい福祉制度の概要

令和5年3月

岐阜県健康福祉部障害福祉課

障がい者の動向



◎令和3年度末時点における県内の障害手帳所持者数

・身体障害者手帳	81,042人	} 合計122,058人
・療育手帳	20,862人	
・精神障害者保健福祉手帳	20,154人	

障がい者に係る主な制度

経済的支援

障害年金

1級 ￥81,343/月
2級 ￥65,075/月
(令和3年4月分～)

証明／各種割引

障害者手帳

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

福祉

障害者 総合支援法

障がい者（児）が地域で生活するために様々な福祉サービスを提供

権利擁護

障害者虐待 防止法 障害者差別 解消法

障がい者が虐待や不当な差別を受けることのないように

国の障がい者保健福祉施策の推移

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の
実現

障害者基本法
(心身障害者対策基本法
として昭和45年制定)

【S56】

【H5】

心身障害者対策基本法
から障害者基本法へ

【H23】

障害者基本法
の一部改正

3障害
共通の制度

地域社会に
おける共生の実現

身体障害者福祉法
(昭和24年制定)

国際障害者年
”完全参加と平等“

利用者が
サービスを選択
できる仕組み

【H15】

支援費制度の施行

【H18】

障害者自立支援法施行

【H24.4】

障害者自立支援法・
児童福祉法の一部改正法施行

【H25.4】

障害者総合支援法施行

【H28.5】

障害者総合支援法・
児童福祉法の一部改正法成立

【H30.4】

改正法の施行・報酬改定

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福
祉法から知的障
害者福祉法へ

精神保健福祉法
(精神衛生法として
昭和25年制定)

【S62】

精神衛生
法から精神
保健法へ

【H7】

精神保健法
から精神保健福
祉法へ

地域生活
を支援

発達障害
を対象に
(H22・12)

相談支援の充実、障害児
支援の強化など

難病等を
対象に

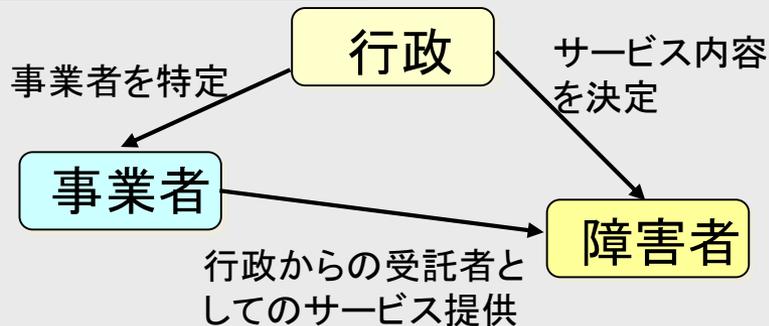
「生活」と「就労」に
関する支援の充実など

措置制度から支援費制度へ(平成15年度)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

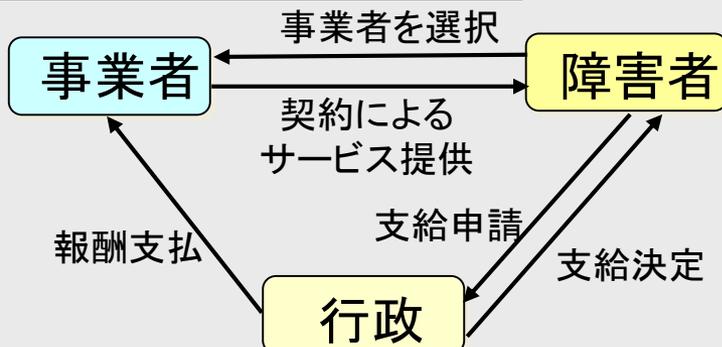
措置制度(～H15)



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

支援費制度(H15～H18)



<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

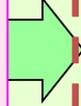
障害者自立支援法の施行(平成18年度)

制定後

障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

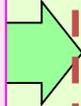


- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

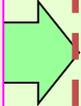


- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や **重度の障害者**を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

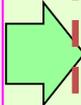


- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

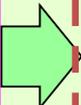


- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

障害者が地域で暮らせる社会に

自立と共生の社会を実現

障害者総合支援法の制定 (平成25年4月1日から施行)

- 障害者自立支援法に替わり、平成25年度から施行。
- 正式名称は「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**」。
- 障害福祉サービス等の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

障害者総合支援法の概要

○障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

○障害支援区分の創設

従来の「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

○障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

○サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

障害者総合支援法の「目的」 (第1条)

障害者
自立支援法～
(～H24)

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い・・・



障害者
総合支援法
(H25～)

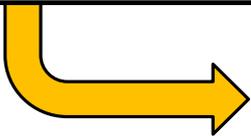
障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い・・・

障害者総合支援法の「基本理念」 (第1条の2)

障害者総合支援法において、自立支援法には無かった、法の基本理念が新しく規定された。基本理念は、改正障害者基本法第1条の目的規定を踏襲している。

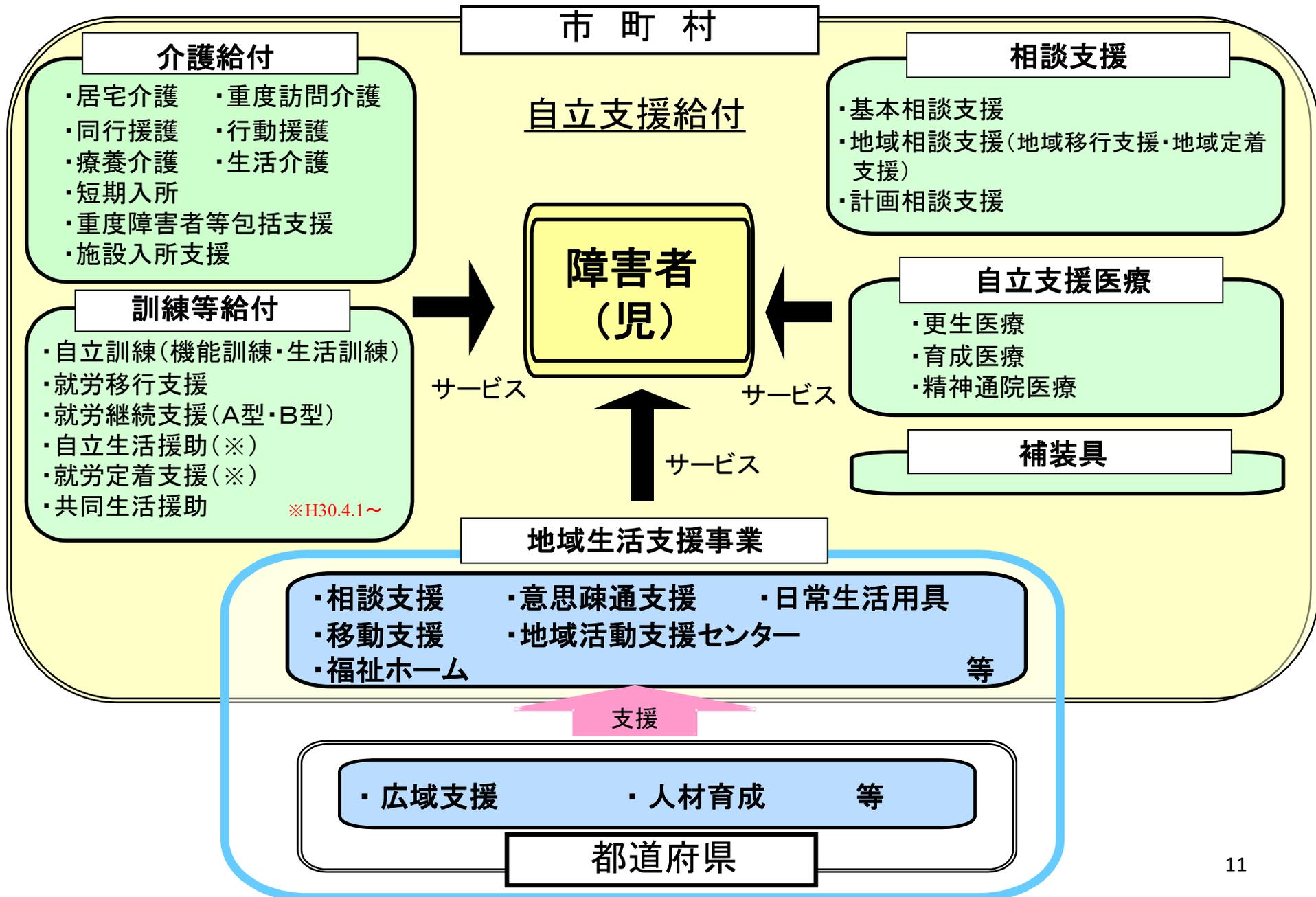
障害者基本法(平成23年7月～)

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去



障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法の大まかなスキーム



障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス等の体系（①介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	174,310	20,320
		重度訪問介護 者	10,829	7,268
		同行援護 者 児	21,117	5,468
		行動援護 者 児	8,442	1,642
		重度障害者等包括支援 者 児	34	10
日中活動系	介護給付	短期入所(ショートステイ) 者 児	27,014	3,782
		療養介護 者	20,971	256
		生活介護 者	285,570	11,116
施設系	施設系	施設入所支援 者	127,620	2,584
居住支援系	居住支援系	自立生活援助 者	926	206
		共同生活援助(グループホーム) 者	133,250	9,315
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練(機能訓練) 者	1,823	168
		自立訓練(生活訓練) 者	12,386	1,183
		就労移行支援 者	33,418	2,996
		就労継続支援(A型) 者	72,354	3,823
		就労継続支援(B型) 者	270,569	13,303
		就労定着支援 者	11,003	1,251

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は令和2年5月サービス提供分の国保連データ。

障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス等の体系（②障害児支援、相談支援に係る給付）

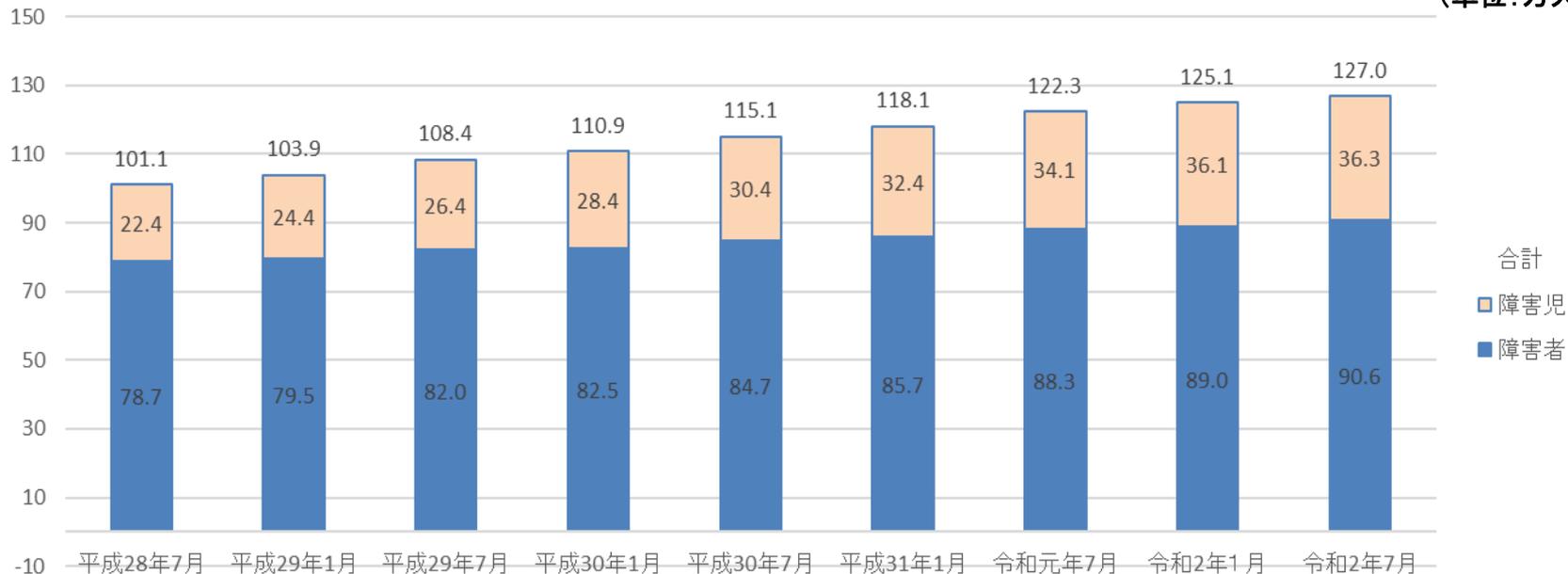
		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	90,651	6,970
		医療型児童発達支援 ● 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,147	78
		放課後等デイサービス ● 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	216,067	14,875
		居宅訪問型発達支援 ● 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	89	37
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	保育所等訪問支援 ● 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	2,573	374
		福祉型障害児入所施設 ● 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,338	186
障害児入所系	障害児支援に係る給付	医療型障害児入所施設 ● 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,696	192
		相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● 者 ● 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
障害児相談支援 ● 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】			57,217	5,046
地域移行支援 ● 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う			471	266
地域定着支援 ● 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う			3,593	540

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は令和2年5月サービス提供分の国保連データ。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

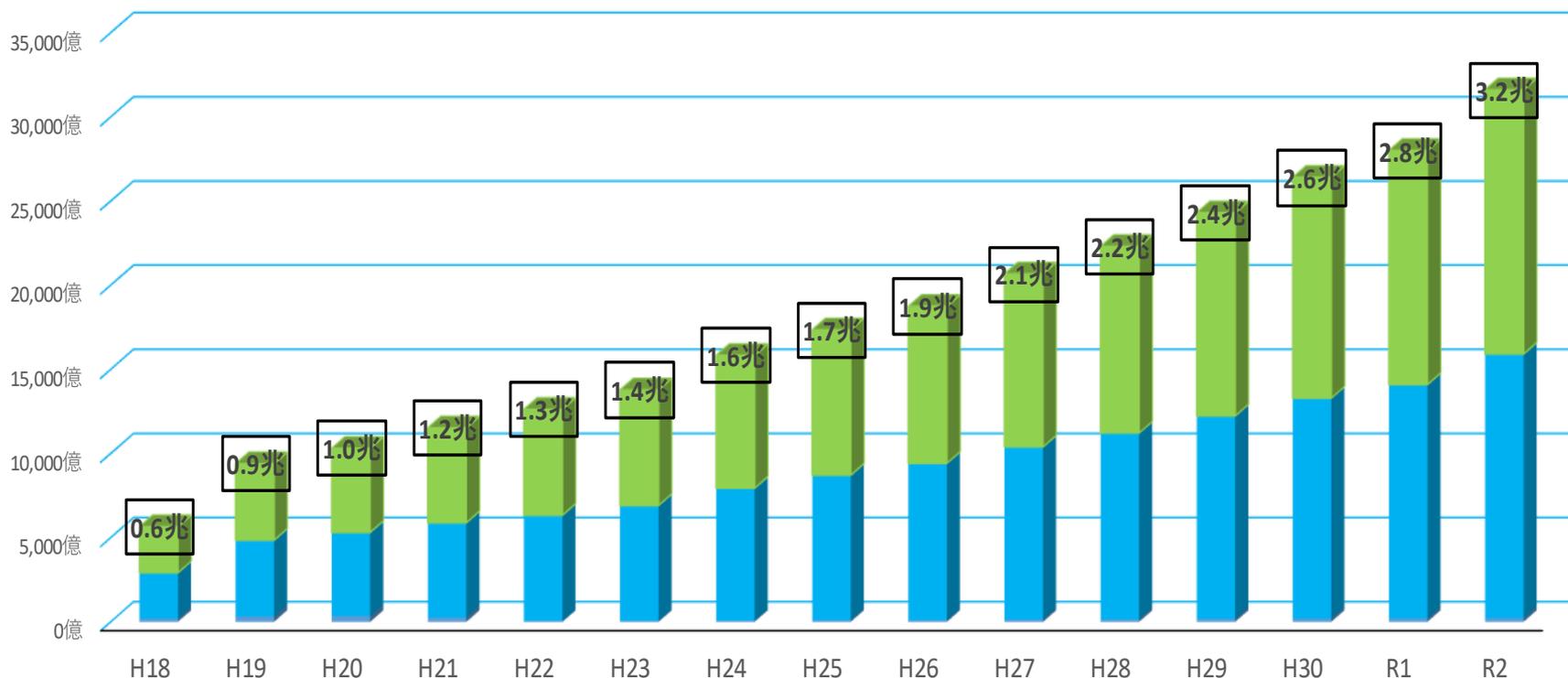
(単位:万人)



○令和元年7月→令和2年7月の伸び率(年率)…… 3.8%

伸び率 (年率) の推移 (参考)
平成27年7月→平成28年7月の伸び率…7.5%
平成28年7月→平成29年7月の伸び率…7.2%
平成29年7月→平成30年7月の伸び率…6.1%
平成30年7月→令和元年7月の伸び率…6.3%
令和元年7月→令和2年7月の伸び率…3.8%

障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



利用者負担	188億	312億	332億	259億	54億	59億	74億	90億	105億	126億	145億	169億	187億	196億	221億
地方自治体	2,731億	4,540億	4,986億	5,634億	6,284億	6,858億	7,875億	8,628億	9,320億	10,270億	11,077億	12,066億	13,111億	13,904億	15,694億
国	2,731億	4,540億	4,986億	5,634億	6,284億	6,858億	7,875億	8,628億	9,320億	10,270億	11,077億	12,066億	13,111億	13,904億	15,694億
合計	0.6兆	0.9兆	1.0兆	1.2兆	1.3兆	1.4兆	1.6兆	1.7兆	1.9兆	2.1兆	2.2兆	2.4兆	2.6兆	2.8兆	3.2兆
利用者負担率	(3.3%)	(3.3%)	3.3%	2.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	(0.7%)	(0.7%)
伸び率		66.2%	9.7%	11.9%	9.5%	9.2%	14.9%	9.6%	8.1%	10.2%	7.9%	9.0%	8.7%	6.0%	12.9%

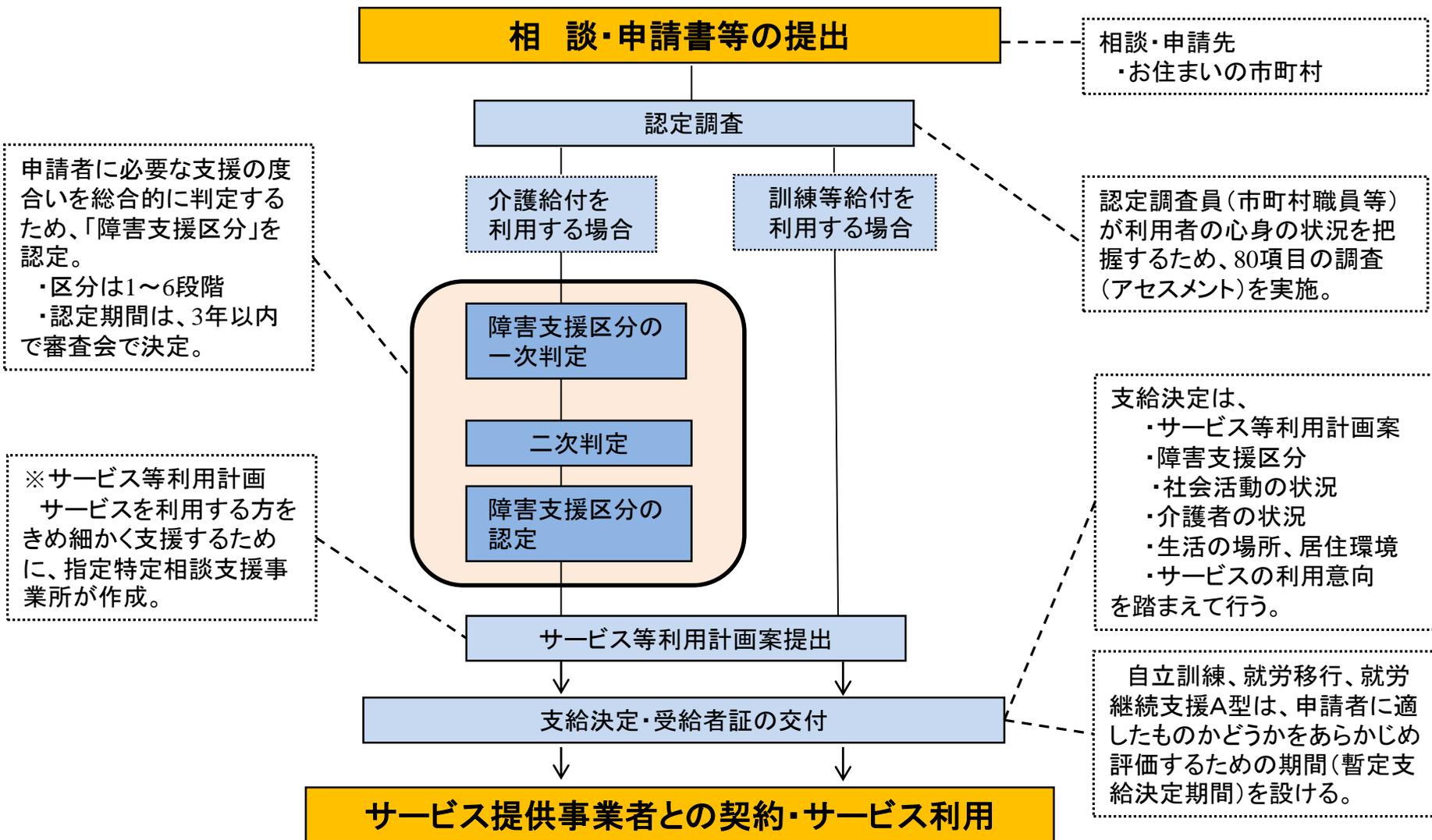
※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績額。R1は実績見込額、R2は予算額）。

※負担割合は、国：都道府県：市町村 = 2：1：1

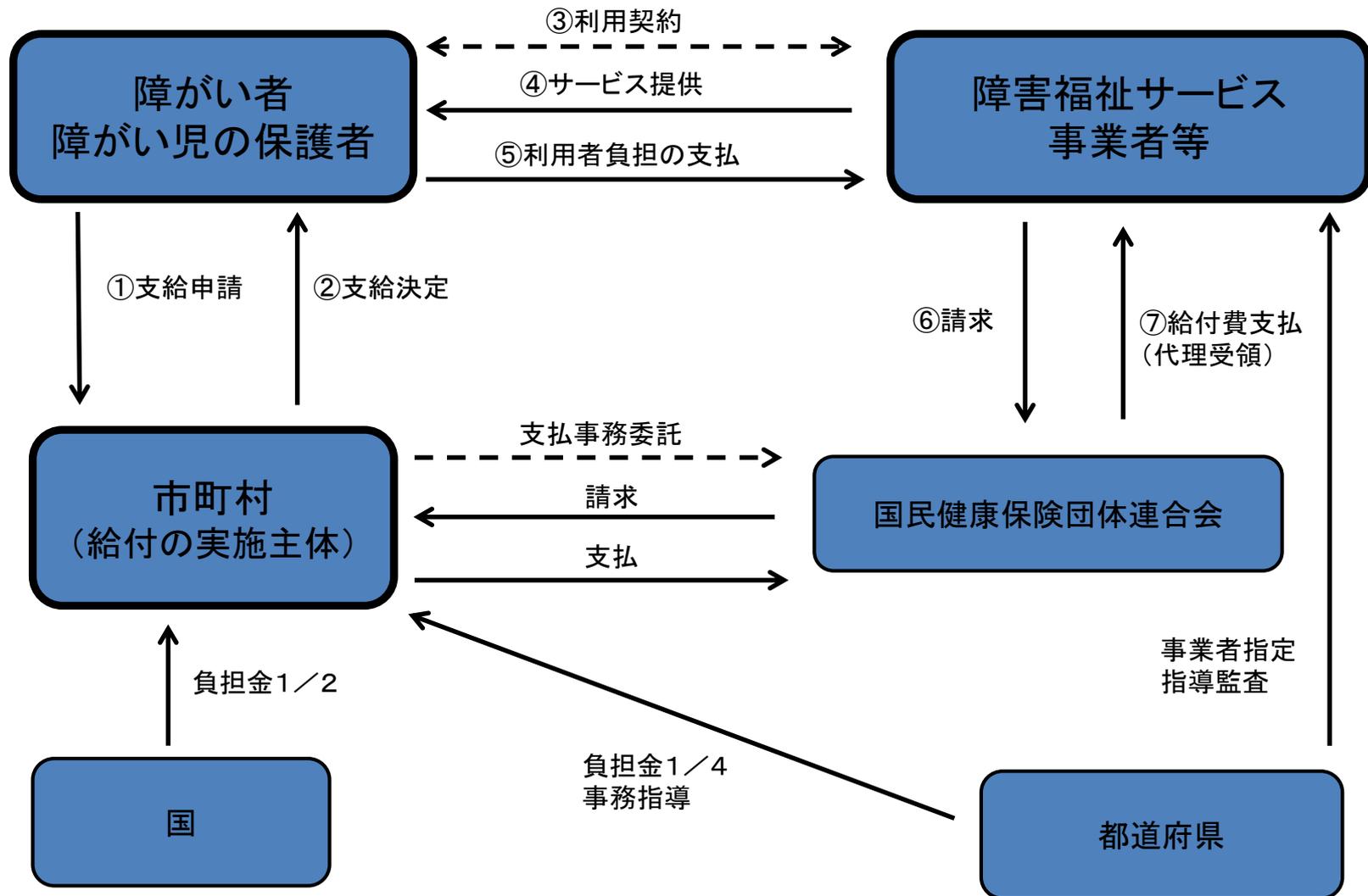
※利用者負担額：国保連データ（H20-30）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計

※利用者負担率：国保連データ（H20-30）。H18・H19はH20の負担率、R1・R2はH30の負担率で仮置き。

障害福祉サービスの申請から利用までの流れ



障害福祉サービスの給付制度のイメージ



サービス利用に係る自己負担

<「障害者」の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く ^(注3) 。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

負担上限月額よりサービスに要する費用の1割相当額の方が低い場合は、1割の額が負担額となる。

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

地域生活支援事業の概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施する。

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施を図る。

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

[補助率] 市町村事業 国1/2以内、都道府県1/4以内
都道府県事業 国1/2以内

[主な事業] 相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援

○ 地域生活支援促進事業

国が促進する事業について、特別枠に位置づけて事業実施を図る。

[補助率] 市町村事業 国1/2以内、都道府県1/4以内 又は 定額（国10/10相当）
都道府県事業 国1/2以内 又は 定額（国10/10相当）

[主な事業] 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について【概要】

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症や災害への対応力の強化などの課題に対応するとともに、持続可能性の確保を図りつつ、適切なサービス提供を行うために必要な改定を実施する。【改定率：+0.56%】

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し
・重度障害者支援加算の対象者拡充（強度行動障害）及び医療的ケアが必要な者の評価
・強度行動障害者の受入促進のための体験利用の評価
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・強度行動障害に対する重度障害者支援加算の算定期間の延長
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・基本報酬及び特定事業所加算の見直し ・計画決定及びモニタリング以外の相談支援の評価

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

- (1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し
・就労継続支援A型の基本報酬の見直し（スコア式） ・一般就労移行の更なる評価
・就労継続支援B型の基本報酬の見直し（報酬体系の類型化）
- (2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した医療型短期入所の受入体制の強化 ・特別重度支援加算の算定要件等の見直し
- (3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価
- (4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児への支援
・医療的ケア児の判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定
・看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・基本報酬の体系の見直し ・児童指導員等加配加算の見直し
・ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し ・児童発達支援センター等の基本報酬の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・医療と福祉の連携の促進
- ・居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進
- ・ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し
・感染症対策の強化 ・地域と連携した災害対応の強化
・業務継続に向けた取組の強化
- (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算の算定要件の緩和
・加算の算定に必要な会議開催等に係るICTの活用
・就労定着支援における対面支援の要件緩和
・就労継続支援等における在宅でのサービス利用の促進

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

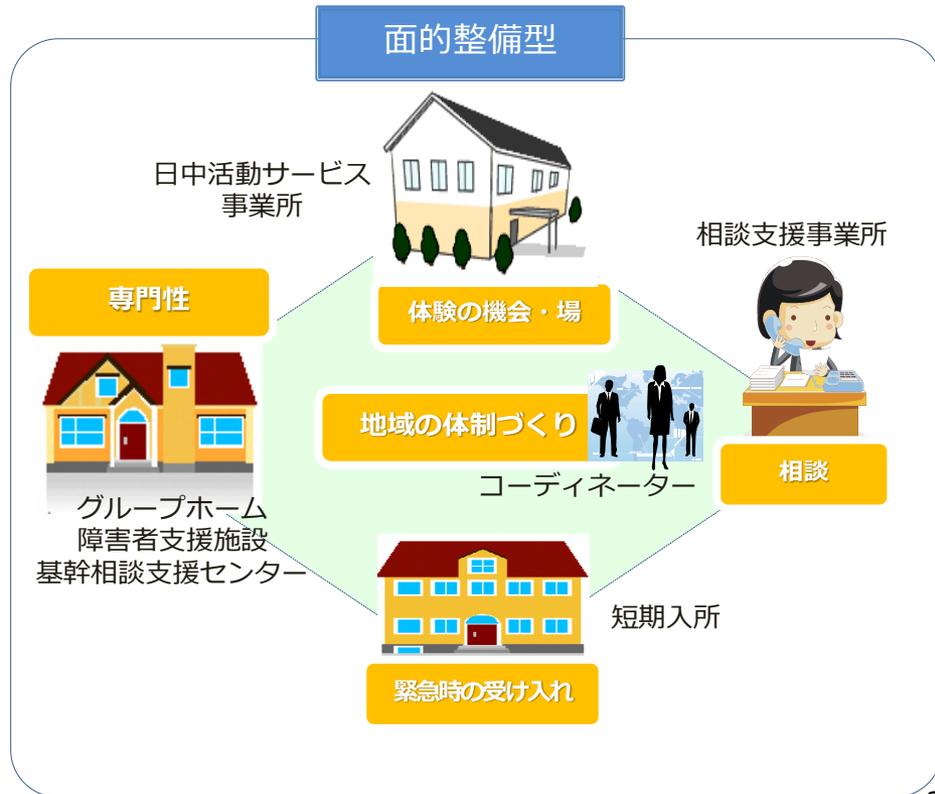
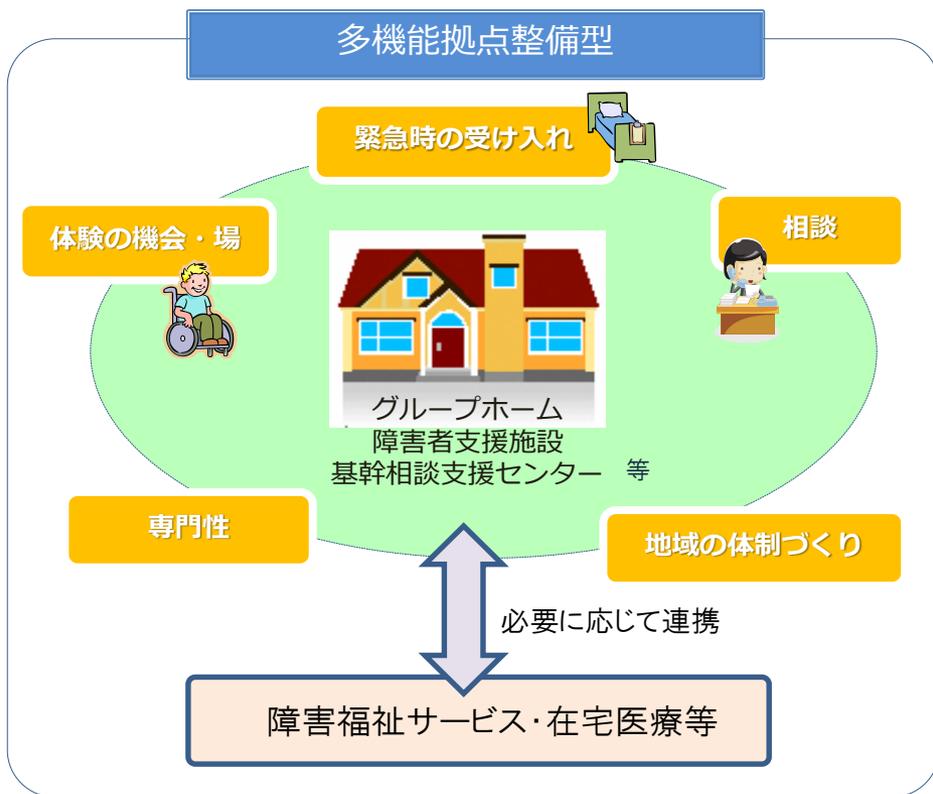
- (1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
・経営状況やサービスの質に応じた基本報酬の見直し（一部再掲）
・医療連携体制加算の算定要件の明確化 ・障害者虐待の防止への取組等
- (2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化
・処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・処遇改善加算等の加算率の見直し
・特定処遇改善加算の活用促進 ・業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (3) その他経過措置の取扱い等
・食事提供体制加算の経過措置の延長
・送迎加算の継続（就労継続支援A型・放課後等デイ）
・補足給付の基準費用額の見直し

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

- 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の設置状況

全 国

- 第6期障害福祉計画基本指針(令和3年度～令和5年度)における目標
「令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」
- 整備状況<令和2年4月1日時点>
〔整備済み市町村数〕 469市町村／1,741市町村
66圏域272市町村／189圏域
※平成31年4月1日時点整備状況 332市町村(うち、圏域整備:42圏域188市町村)

岐阜県

- 第6期岐阜県障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)における目標
「令和5年度末までに各圏域に一つ以上が整備されることを目指します。整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指す」
- 整備状況<令和4年2月時点>
〔整備済み市町村数〕 31市町村／42市町村 5圏域
[岐阜]岐阜市、羽島市、各務原市、山県市
[西濃]全11市町設置
[中濃]全13市町村設置
[東濃]恵那市
[飛騨]下呂市、白川村

ご静聴ありがとうございました